

事務連絡
令和3年1月20日

地区薬剤師会
学校薬剤師担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師をはじめとする関係者への周知をよろしくお願いいたします。

また、本通知内にある参考資料「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）は新規に添付された資料となりますので、別添資料として送付します。

⑤

日薬業発第 436 号
令和3年1月15日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その12）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、1月7日の1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の緊急事態宣言発令に続き、13日には7府県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が加えられました。対象地域が拡大されたことを受け、文部科学省より関係諸機関宛てに通知が発出されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会学校薬剤師会員をはじめとする関係者への情報提供につきまして、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が拡大されたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、これまでの通知等を踏まえて、感染症対策の総点検を行い、感染症対策を一層徹底いただくようお願いします。

2 文科初第 1493 号
令和 3 年 1 月 14 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

スポーツ庁次長
藤 江 陽 子

文化庁次長
矢 野 和 彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」の対象区域に、7 府県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が加えられ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されました。

各学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。）、設置者及び高等学校入学者選抜等の実施者（小学校や中学校、特別支援学校等の入学者選抜を含む。）におかれては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）（以下「1月8日通知」という。）等を踏まえ、以下の点に留意し、感染症対策を一層徹底いただくよう、お願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

昨日、対処方針が改訂され、新たに7府県がその対象とされました。各学校等において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底することが大切です。特に、高等学校については、小学校や中学校と比較して、感染が確認された事例が多いことから、警戒度を高め、感染症対策を強化いただくようお願いいたします。

1月8日通知でもお示ししましたが、緊急事態宣言の対象となった地域に限らず、全国の学校等におかれては、感染症対策の実施状況について、（別紙）のチェックリストも活用いただき、改めて確認するとともに、学校の設置者においても、各学校等の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年1月13日変更)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030113.pdf

・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2020.12.3 ver.5)」
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

・「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210105-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○下記以外のこと

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室 (内3777)

○文化部活動に関すること

文化庁 参事官 (芸術文化担当) 学校芸術教育室 (内2832)

(別紙)

(参考) 学校教育活動を継続するためのチェックリスト

教職員や関係者の皆さまのこれまでの献身的な御努力に心から感謝申し上げます。国内で高いレベルの感染状況が続く中、子供たちの学びを何としても継続するため、緊急事態宣言の対象区域の学校はもとより、区域外の学校でも、感染対策を徹底するための総点検をお願いします。

具体的には、各学校等において、以下の点について改めて再点検を行い、感染対策の万全を期していただきますよう、お願いします。

- 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（コートや防寒着・マフラー等の着用、ひざ掛け・毛布などの使用等）。
- 各教科等の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。
(※全ての教科等についてチェック)
- 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。特に、高等学校においては、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。

【別添】

小学校、中学校及び高等学校等における教育活動の継続と部活動及び寮や寄宿舎の感染症対策の徹底をお願いします。(新規)

2文科初第1445号

令和3年1月5日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子

文化庁次長

矢 野 和 彦

小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策
の徹底について（通知）

国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）における感染者数や集団感染件数も増えています。

令和2年6月1日から12月31日までの間に、文部科学省に対し、学校の設置者から報告のあった感染者数は、児童生徒は6,159名（小学校2,217人、中学校1,513人、高等学校2,350人、特別支援学校79人）、教職員は830名でした。このうち、同一の学校において10人以上の感染者が確認された事例は、小学校で8件、中学校で7件に対して、高等学校では26件にのぼっています（別紙データ参照）。

このような状況を踏まえ、地域の感染の状況に応じて、以下のような点に留意しつつ、感染症対策を徹底してください。

1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみにもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。

感染不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染者が急激に増えている地域であるなどにより、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です。

なお、幼稚園において臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組の検討をお願いします。

2. 部活動及び寮や寄宿舎における感染症対策の徹底について

部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び関係通知（注）にしたがって、地域毎の感染レベルに応じた活動を行ってください。また、同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め部活動の内外を問わず感染症対策を徹底してください。特に高等学校においては、前述した状況も踏まえ、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じて、部活動の実施に当たり、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討するなど感染症への警戒を強化してください。

（注）「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）

また、寮や寄宿舎の集団生活における感染症対策についても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」にしたがって、改めて確認・徹底してください。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（高等専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

参考資料：「(参考) 小学校、中学校、高等学校等における感染者数の状況」

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○下記以外のこと

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○文化部活動に関すること

文化庁 参事官（芸術文化担当）学校芸術教育室（内2832）

(参考) 小学校、中学校、高等学校等における感染者数の状況

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた令和2年6月1日から12月31日までの間に報告があった件数は以下のとおりです。

<表 児童生徒の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

児童生徒 (小中高)	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交流等	海外からの 帰国								
小学校	2217	736	33%	1653	75%	133	6%	180	8%	3	0%	239	11%
中学校	1513	765	51%	915	60%	168	11%	132	9%	2	0%	284	19%
高等学校	2350	1413	60%	738	31%	657	28%	181	8%	2	0%	760	32%
特別支援学校	79	33	42%	35	44%	6	8%	18	23%	0	0%	20	25%
合計	6159	2947	48%	3341	54%	964	16%	511	8%	7	0%	1303	21%

(※) うち重症者は0人
注：義務教育学校及び中等教育学校については、小学校・中学校・高等学校のうち相当する学校段階に振り分けている。

<表 教職員の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

教職員 (小中高)	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交流等	海外からの 帰国								
小学校	327	247	76%	60	18%	49	15%	43	13%	0	0%	174	53%
中学校	174	142	82%	39	22%	14	8%	12	7%	0	0%	109	63%
高等学校	270	197	73%	44	16%	50	19%	34	13%	0	0%	142	53%
特別支援学校	59	44	75%	10	17%	6	10%	5	8%	0	0%	38	64%
合計	830	630	76%	153	18%	119	14%	94	11%	0	0%	463	56%

(※) うち重症者は2人

<表 幼稚園の幼児及び教職員の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

幼稚園	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交流等	海外からの 帰国								
幼児	235	79	34%	167	71%	29	12%	11	5%	0	0%	27	11%
教職員	149	120	81%	22	15%	28	19%	21	14%	0	0%	78	52%

(※) うち重症者は0人

<表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

学校種	発生件数	感染者数									
		2人	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上20人未満	20人以上					
小学校	144	81	56%	40	28%	15	10%	4	3%	4	3%
中学校	127	72	57%	34	27%	14	11%	3	2%	4	3%
高等学校	250	108	43%	64	26%	52	21%	17	7%	9	4%
特別支援学校	12	5	42%	3	25%	4	33%	0	0%	0	0%
合計	533	266	50%	141	26%	85	16%	24	5%	17	3%